

中小企業を応援します

～融資・補助制度のご案内～

市は、中小企業の経営や技術開発などを応援するため、さまざまな融資や補助制度を設けていますので、ご利用ください。

1 登別市中小企業特別融資

市は、中小企業などの円滑な資金繰りを支援するため、金融機関に資金を預託し、金融機関を通じて低利融資を行っています。

資金の種類	融資対象	用途	限度額 (万円)	融資期間	利率 平成24年11月1日現在
一般事業 資金	市内に事業所を有するものまたは市内に住居を有し、室蘭圏に事業所を有するもので、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者	運転	1,000	5年以内	融資期間が3年以内の場合 年1.80% 融資期間が3年を超える場合 年2.20%
		設備	2,000	12年以内 (据置期間1年)	
団体事業 資金	市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項または商店街振興組合法に規定する団体 ※利子補給制度を利用できます。	運転	2,000	5年以内	
		設備	3,000	10年以内	
事業所 開設資金	市内で新たに事業所を設けようとする中小企業者で、登別中小企業相談所の経営診断を受け、事業所開設資金の融資が適当と認められた中小企業者	運転	500	6年以内 (据置期間1年)	
		設備	2,000	12年以内 (据置期間2年)	
小口事業 資金	市内に事業所を有するものまたは市内に住居を有し、室蘭圏に事業所を有するもので、中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模企業者 ※利子補給制度を利用できます。 ※北海道信用保証協会の保証付きです（同協会の定めによります）。	事業 資金	500	7年以内	融資期間が3年以内の場合 年1.00% 融資期間が5年以内の場合 年1.20% 融資期間が7年以内の場合 年1.40%
小規模商 工業近代化 資金	市内で店舗や工場などの近代化を行う従業員20人（商業またはサービス業は5人）以下で、登別中小企業相談所の経営診断を受け、小規模商工業近代化資金の融資が適当と認められた中小企業者	設備	2,000	12年以内 (据置期間2年)	年2.50%
新分野進出 支援資金	市内に事業所を有するものまたは市内に住居を有し、室蘭圏に事業所を有するもので、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、ならびに市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項、または商店街振興組合法に規定する中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの ◎既存企業とは異なる分野に進出する中小企業者および中小企業団体 ◎既存事業分野において新製品・新サービスを開発・販売する中小企業者および中小企業団体 ◎既存製品、既存サービスの新たな生産、販売、提供の方式を導入する中小企業者および中小企業団体 ※利子補給制度を利用できます。	事業 資金	1,000	11年以内 (据置期間1年)	融資期間が3年以内の場合 年1.80% 融資期間が3年を超える場合 年2.20%

※室蘭圏…室蘭市、伊達市

※融資のご利用には、金融機関の審査が必要になりますので、取り扱い金融機関にご相談ください。

取扱金融機関

金融機関名	支店名	金融機関名	支店名
室蘭信用金庫	市内の各支店、高砂支店、工大前支店	伊達信用金庫	わしべつ支店
北海道銀行	登別支店、東室蘭支店	北洋銀行	登別、室蘭市内の各支店